

電気通信事業法等の一部を 改正する法律について

ドメイン名政策委員会設置の経緯

- 2013年10月1日 情報通信審議会・情報通信政策部会にて設置決定
 - 国内のccTLDや新gTLDの管理運営において求められる信頼性や透明性とその確保の在り方について諮問され、「ドメイン名政策委員会」が設置されることが決定
 - 諮問理由
 - ccTLDである「.jp」は、利用者が多く、DNSに支障が発生した場合の影響が極めて大きい
 - 新gTLDの登場により、「.jp」以外にも多数のTLDが国内で管理運営される見込み

※JPDメイン名の登録管理業務の現状に問題が発生したからではなく、将来に向けた検討課題としての議論

委員会・WG 開催履歴

- 2013年10月31日 第1回委員会(事務局説明、自由討議)
- 2013年11月28日 第2回委員会(ヒアリング)
- 2013年12月12日 第3回委員会(ヒアリング)
- 2014年1月7日 第4回委員会(ヒアリング)
- 2014年2月27日 第5回委員会(ヒアリング、論点整理)
- 2014年4月25日 第1回WG(事務局説明、ヒアリング)
- 2014年5月14日 第2回WG(ヒアリング)
- 2014年7月30日 第3回WG(報告書案)
- 2014年8月25日 第4回WG(報告書案)
- 2014年9月29日 第6回委員会(報告書案)
- (2014年10月8日～11月6日 パブリックコメントの実施)
- 2014年11月20日 第7回委員会(パブリックコメントと考え方)
- 2014年12月10日 情報通信審議会・情報通信政策部会(答申案取りまとめ)
- 2014年12月18日 情報通信審議会・総会(答申)

「ドメイン名に関する情報通信政策の 在り方」に関する答申の公表

- 2014年12月18日「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」(平成25年10月1日付け諮問第20号)に関する情報通信審議会からの答申の公表
<http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban04_03000160.html>

電気通信事業法等の一部を改正する法律案

- 2015年4月3日 総務省が電気通信事業法等の一部を改正する法律案を国会提出<http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/k_houan.html>
 1. 電気通信事業の公正な競争の促進
 - 光回線の卸売サービス等に関する制度整備
 - 禁止行為規制の緩和
 - 携帯電話網の接続ルールの充実
 - 電気通信事業の登録の更新制の導入等
(合併・株式取得等の審査)
 2. 電気通信サービス・有料放送サービスの利用者・受信者の保護
 - 書面の交付・初期契約解除制度の導入
 - 不実告知・勧誘継続行為の禁止等
 - 代理店に対する指導等の措置
 3. その他
 - ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保
 - 電波法関係の規定の整備
(海外から持ち込まれる無線設備の利用に関する規定の整備等)

電気通信事業法等の一部を改正する 法律案要綱(抜粋)

- 入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務のうち、確実かつ安定的な提供を確保する必要があるものとして総務省令で定めるもの(以下「ドメイン名電気通信役務」という。)を提供する電気通信事業を営もうとする者は、電気通信事業の届出をしなければならないこととするとともに、当該電気通信設備の管理規程を定めなければならないこと等とすること。
- ドメイン名電気通信役務のうち、確実かつ安定的な提供を特に確保する必要があるものとして総務省令で定めるものを提供する電気通信事業者は、その会計を整理し、その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならないこと等とすること。

出典:「電気通信事業法等の一部を改正する法律案要綱」
<http://www.soumu.go.jp/main_content/000351508.pdf>

電気通信事業法等の一部を 改正する法律案の国会審議の経緯

- 2015年4月3日 法案 国会提出
- 2015年4月16日 衆議院総務委員会 付議、大臣による趣旨説明
- 2015年4月21日 衆議院総務委員会 質疑応答
- 2015年4月23日 衆議院総務委員会 質疑応答、賛成多数により可決
- 2015年4月24日 衆議院本会議 賛成多数により可決
- 2015年5月12日 参議院総務委員会 付議、大臣による趣旨説明
- 2015年5月14日 参議院総務委員会 質疑応答、賛成多数により可決
- 2015年5月15日 参議院本会議 賛成多数により可決、成立
- 2015年5月22日 公布

2015年4月21日 衆議院総務委員会 質疑応答

- Q. 省令で定めるとしている大規模な事業者の対象は？
- A. jpや.tokyoなどのTLDに国あるいは地方公共団体の名称を用いる公共性の高いサービスを提供する事業者、そして、約30万程度の契約数を有する事業者を想定している。
- Q. 省令の制定や改正を行う場合もあると思うが、決定プロセスの透明性を確保する仕組みはつくられるのか？
- A. 審議会への諮問やパブリックコメントの募集、それから関係者へのヒアリング等、幅広く意見を聞くというプロセスを経ることで、透明性を確保していきたい。

出典:「第189回国会 衆議院 総務委員会 第12号(平成27年4月21日(火曜日)) 会議録」
<http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009418920150421012.htm>

2015年5月14日 参議院総務委員会 質疑応答

Q. DNSに関して会計を公表することを総務省令で定めることになるが、具体的にはどのようになるのか。会社法に基づき株式会社が作成を義務付けられている計算書類と同程度のものと聞いているが、それで公共性が十分に確保できるのか？

A. 今回の改正では、jpや.tokyoというような国あるいは地方公共団体の名称を用いるサービスを提供する事業者には、その高い公共性に鑑み事故防止の取り組みを定めた管理規程の作成、届出義務に加え、会計の整理・公表義務などを課すことにしている。

省令では、貸借対照表や損益明細表など上場企業並みのものとするを想定している。これにより、名前解決サービスの継続的かつ安定的な提供が図られるかどうかということについて、広く利用者が予測することが可能になり、信頼性の確保につながると考えている。

出典:「第189回国会 参議院 総務委員会 第9号(平成27年5月14日(木曜日)) 会議録」
<<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/189/0002/18905140002009.pdf>>

JPRSにおける今後の対応

- 改正電気通信事業法の施行は公布の日(2015年5月22日)から1年以内とされており、今後、具体的な内容が施行規則(省令)等として定められていく見込み。
- 「ドメイン名電気通信役務」を提供する電気通信事業者として、法に定める義務に対応するための準備を進める。
 - 電気通信設備の管理規程の検討・策定
 - 電気通信設備統括管理者の設置
 - 会計規則対応の準備
 - その他、電気通信事業者としての一般的義務への対応